

作成日 2025/04/10
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	フローン速乾 プライマー
供給者の会社名称	東日本塗料株式会社
住所	東京都葛飾区堀切3丁目25番18号
担当部門	品質保証部
電話番号	0480-65-5880
FAX番号	0480-65-5798
緊急連絡電話番号	0480-65-5880
推奨用途	塗料
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A 呼吸器感作性 区分1 皮膚感作性 区分1 発がん性 区分2 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(肝臓 呼吸器 腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 神経系 聴覚器)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分2 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H225 引火性の高い液体及び蒸気 H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ H319 強い眼刺激 H332 吸入すると有害 H334 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ H335 呼吸器への刺激のおそれ H336 眠気又はめまいのおそれ H351 発がんのおそれの疑い H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ H370 肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系の障害 H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、神経系、聴覚器の障害 H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性
注意書き 安全対策	使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)

	全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202) 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210) 容器を密閉しておくこと。(P233) 容器を接地しアースをとること。(P240) 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241) 火花を発生させない工具を使用すること。(P242) 静電気放電に対する措置を講ずること。(P243) 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260) 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。(P261) 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264) 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264) この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271) 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)
応急措置	環境への放出を避けること。(P273) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280) 呼吸用保護具を着用すること。(P284) 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352) 皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353) 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311) ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313) 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312) 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314) 特別な処置が必要である。(P321) 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P333+P313) 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313) 呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。(P342+P311) 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364) 火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378) 漏出物を回収すること。(P391)
保管	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
 施錠して保管すること。(P405)
 廃棄 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
酢酸エチル	30~40%	CH ₃ COOC ₂ H ₅	(2)-726	既存	141-78-6
キシレン	15~20%	不明	(3)-3,(3)-60	既存	1330-20-7
エチルベンゼン	10~20%	C ₈ H ₁₀	(3)-28,(3)-60	既存	100-41-4
メチレンビス(4-1-フェニレン)=ジイソシアネート	1.0~3.0%	不明	(4)-118	既存	101-68-8
1,1'-メチレンビス(イソシアントベンゼン)	5.0%未満	不明	不明	不明	26447-40-5

4. 応急措置

吸入した場合

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。
 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
 特別な処置が必要である。

眼に入った場合

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。
 口をすすぐこと。
 飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。
 粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。

使ってはならない消火剤

棒状水。

火災時の特有の危険有害性

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行う。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。 関係者以外は安全な場所に退去させる。 呼吸用保護具を着用すること。
6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	呼吸用保護具を着用すること。
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法 及び機材	多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。 漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。 少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ 取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取 る。大量の水で洗い流す。 多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場 所に導いてからドラムなどに回収する。 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火 剤を準備する。 床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故 の原因となるため注意する。 漏出物の上をむやみに歩かない。
二次災害の防止策	
7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い	技術的対策
	安全取扱注意事項
保管	接触回避 安全な保管条件
8. ばく露防止及び保護措置 設備対策	蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所 排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設 備を設置する。 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を 行い、保護具を着用する。 容器を接地すること。アースをとること。 火花を発生させない工具を使用すること。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用す ること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこ と。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 呼吸用保護具を着用すること。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用するこ と。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 涼しい所に置くこと。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しない こと。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 施錠して保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
	蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合 は、局所排気装置を設置する。

		取扱場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。
保護具	呼吸用保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。
	手の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。 状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な保護具を着用すること。
	眼、顔面の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護衣、履物等適切な保護具を着用すること。 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。
9. 物理的及び化学的性質		
物理状態		液体
形状		液体
色		茶色
臭い		特異臭
融点／凝固点		データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲		77.1℃
可燃性		データなし
爆発下限界及び爆発上限	下限	データなし
界／可燃限界	上限	データなし
引火点		9℃（セタ密閉式）
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		データなし
動粘性率		データなし
溶解度		データなし
n-オクタノール／水分分配係数		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		0.90~1.0
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		水・アルコール・アミンなどの活性水素化合物と反応し、発熱する。水と反応して二酸化炭素を発生する。
化学的安定性		密閉状態で通常の温度、圧力の条件では安定である。
危険有害反応可能性		活性水素化合物(水、アルコール、アミン等)との反応による発熱。
避けるべき条件		加温、火気、活性水素化合物
混触危険物質		銅及びこれらの合金、アルミニウム、ポリ塩化ビニル
危険有害な分解生成物		窒素化合物
11. 有害性情報		
急性毒性	経口 経皮 吸入	データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 (気体)

	GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が4500ppmのため区分4とした。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 眼区分2B+眼区分2の成分合計が53%のため、区分2Aとした。 区分1の成分が3%のため、区分1とした。 区分1の成分が3%のため、区分1とした。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 区分2の成分が15%のため、区分2とした。 (生殖毒性) 区分1Bの成分が15%のため、区分1Bとした。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。 区分1(肝臓)の成分が100%のため、区分1(肝臓)とした。 区分1(呼吸器)の成分が100%のため、区分1(呼吸器)とした。 区分1(腎臓)の成分が100%のため、区分1(腎臓)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が100%のため、区分1(中枢神経系)とした。 区分3(麻酔作用)の成分合計が100%のため、区分3(麻酔作用)とした。 区分3(気道刺激性)の成分合計が100%のため、区分3(気道刺激性)とした。 区分1(呼吸器)の成分が100%のため、区分1(呼吸器)とした。 区分1(神経系)の成分が100%のため、区分1(神経系)とした。 区分1(聴覚器)の成分が100%のため、区分1(聴覚器)とした。 動粘性率が不明のため、分類できないとした。
皮膚腐食性／皮膚刺激性	
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性	
呼吸器感作性	
皮膚感作性	
生殖細胞変異原性	
発がん性	
生殖毒性	
特定標的臓器毒性(単回 ばく露)	
特定標的臓器毒性(反復 ばく露)	
誤えん有害性	
12. 環境影響情報	
水生環境有害性 短期 (急性)	(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が100%のため、区分2とした。
水生環境有害性 長期 (慢性)	(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が100%のため、区分2とした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意
残余廃棄物

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
焼却に際しては引火性物質を含むので注意して行う。

14. 輸送上の注意
国際規制

海上規制情報
IMOの規定に従う。
UN No. 1263
Proper Shipping Class 塗料
3
Packing Group II
Marine Pollutant Not applicable
Liquid Substance applicable
Transported in Bulk
According to
MARPOL 73/78,
Annex II, the IBC
Code

国内規制

航空規制情報
ICAO/IATAの規定に従う。
UN No. 1263
Proper Shipping Class 塗料
3
Packing Group II
陸上規制 消防法の規定に従う。
海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。
国連番号 1263
品名 塗料
クラス 3
容器等級 II
海洋汚染物質 非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質 該当
航空規制情報 航空法の規定に従う。
国連番号 1263
品名 塗料
クラス 3
等級 II
緊急時応急措置指針番号 128

15. 適用法令
労働安全衛生法

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号)
エチルベンゼン
変異原性が認められた届出物質(法第57条の4、労働基準局長通達)
1, 2-キシレンと1, 3-キシレンと1, 4-キシレンと1-ブロモブター-2-エンの混合物
第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)
エチルベンゼン

酢酸エチル

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)

キシレン

メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名MDI)

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)

エチルベンゼン

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)

キシレン(令別表第9の番号:136)(17%)

メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名MDI)(令別表第9の番号:599)(5%未満)
(営業秘密)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

エチルベンゼン(安衛則別表第2の番号:247)
(15%)

酢酸エチル(安衛則別表第2の番号:595)(35%)

特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)

エチルベンゼン

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)

特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第2項)

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

α -(イソシアナトベンジル)- ω -(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレン]

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)

メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名4'4'-MDI)

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)

キシレン

メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名MDI)

特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

エチルベンゼン

労働安全衛生法(令和7
年4月1日以降)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条
第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30
条別表第2)

1, 1'-メチレンビス(イソシアナトベンゼン)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条
の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛
則第34条の2別表第2)

1, 1'-メチレンビス(イソシアナトベンゼン)(安
衛則別表第2の番号:2161)(5%未満)(営業秘
密)

労働安全衛生法(令和8
年施行分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条
第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30
条別表第2)

エチルベンゼン

酢酸エチル

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条
の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛
則第34条の2別表第2)

エチルベンゼン(安衛則別表第2の番号:247)
(15%)

酢酸エチル(安衛則別表第2の番号:595)(35%)

毒物及び劇物取締法
化学物質排出把握管理促
進法(PRTR法)

非該当
第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条
別表第1)

アルファー(イソシアナトベンジル)ーオメガー(イ
ソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)
メチレン](管理番号:585)(3.0%)

エチルベンゼン(管理番号:53)(15%)

キシレン(管理番号:80)(17%)

メチレンビス(4, 1-フェニレン)＝ジイソシアネー
ト(管理番号:448)(1.8%)

化審法
消防法
外国為替及び外国貿易法
労働基準法

優先評価化学物質(法第2条第5項)
第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性)
輸出貿易管理令別表第1の16の項
疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条
別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

連絡先
参考文献

東日本塗料株式会社
溶剤便覧 製品評価技術基盤機構(NITE) メーカー
SDS

日本工業標準調査会「JISZ7253 GHSに基づく化学品
の危険有害性情報の伝達方法、作業場内の表示及
び安全データシート(SDS)」

日本工業標準調査会「JISZ7252 GHSに基づく化学品
の分類方法」

日本塗料工業会編集「容器イエローカード(ラベル方
式)塗料マニュアル 改訂版」

日本ケミカルデータベース製物質データベース

その他

[注 意] 危険性・有害性の評価は必ずしも十分で
はありませんので、取扱には十分注意して下さい。
この製品の安全データシートの記載内容のうち含有
量、物理化学的性質などの値は、保証値ではありません。

記載内容は現時点で入手できる資料、情報に基づい
て作成しておりますが、すべての化学品には未知の
有害性があり得る為、取扱いに当たっては細心の注
意が必要です。

注意事項は通常取り扱いを対象としたものである
為、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全
対策を実施の上ご使用下さい。

又それらが実際の使用状況に相応しているか、環境
保護の目的にそっているか、あるいは貴社の従業員
の方々や貴社製品購入者の健康・安全を損なわない
か等については、貴社の責任にてご判断願います。